

広島女学院大学における研究費の取扱いに関する規程

2016. 2. 9 制定

2018. 3. 13 改正

2018. 11. 13 改正

2022. 1. 18 改正

(目的)

第1条 この規程は、広島女学院大学(以下「本学」という。)における研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、もってその適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究費」とは、「広島女学院大学研究費」及び「広島女学院大学学術研究助成」、「広島女学院大学学長裁量経費」、外部公的資金(以下「公的研究費」という。)等をいう。

2 この規程において「本学構成員」とは、本学の教員、職員、学生その他本学において研究費を管理又は執行するすべての者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、本学の構成員又は構成員であった者が本学在職中に行った次に掲げる行為をいう。

(1) 実態の伴わない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等、実態を伴わない旅費の請求等、研究費等の使用に関する法令及び本学の規程等に反した不適正な研究費等の管理及び執行のうち、故意又は重大な過失によるものをいう。

(2) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害。

4 この規程において「配分機関」とは、本学構成員に対して、研究等のために使用する資金を配分する機関をいう。

(法令等の遵守)

第3条 本学構成員は、研究費に係る業務の実施にあたっては、この規程に定めるもののほか、「広島女学院就業規則」及び「広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程」(以下「科研費等に関する規程」という。)、「調達規程」等を遵守しなければならない。

(責任体系)

第4条 本学の研究費の管理を適正に行うために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス(研究倫理教育)推進責任者(以下「コンプライアンス推進責任者」という。)及びコンプライアンス推進副責任者を置く。

2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

(1) 最高管理責任者は、不正防止対策に関する基本方針の策定及び周知を行うとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

- (2) 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって研究費の管理及び運営が行えるよう、適切かつ効果的に指導を行う。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、総合研究所長をもって充てる。
- (1) 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとして、学科長及び大学事務局長をもって充て、統括管理責任者の指示の下、次の業務を行うものとする。ただし、コンプライアンス推進責任者が公的研究費を取得した場合は、統括管理責任者が次の業務を補うこととする。
- (1) 自己の管理する部局における不正防止対策を実施し、その状況を確認するとともに、これを統括管理責任者へ報告する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、自己の管理監督する部局内で研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 自己の管理監督する部局において、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導するとともに、「広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」（以下「基本方針」という。）第8第4項に基づき不正防止計画推進部署にモニタリング結果を開示して、学内における不正防止計画の改善に供する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、前項の業務を遂行するため、広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程第3条第3項により、総合研究所委員会の構成員から必要に応じて副責任者を任命し、業務を指示することができることとする。
- (コンプライアンス教育)
- 第5条 本学構成員は、本学の不正防止対策に関する方針及び研究費の使用ルール等に関するコンプライアンス教育の定期的な受講及び理解度調査への回答を行うものとする。
- 2 本学構成員は、前項に定めるコンプライアンス教育を受講しない場合は、研究費の使用及び公的研究費等の申請をすることはできない。
- (誓約書)
- 第6条 本学構成員は、研究費の管理及び執行に関する誓約書を最高管理責任者へ提出するものとする。
- 2 前項の誓約書には次の事項を記載する。
- (1) 本学「調達規程」等を遵守すること。
- (2) 不正使用を行わないこと。
- (3) 規則等に違反して不正を行った場合には、「広島女学院就業規則」等による処分、配分機

関からの処分及び法的な責任を負担すること。

- 3 本学構成員は、前2項に定める誓約書を提出しない場合は、学内研究費の使用及び公的研究費の申請をすることはできない。

(取引業者との癒着防止)

第7条 統括管理責任者は、取引業者から、本学との取引実績等を考慮し、必要に応じて誓約書の提出を求めるものとする。

- 2 前項の誓約書には次の事項を記載する。

- (1) 「調達規程」等を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- (3) 不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- (4) 本学構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、本学構成員と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(相談窓口)

第8条 本学における研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する学内外からの相談を受け付けるための窓口(以下「相談窓口」という。)を設置する。

- 2 相談窓口は、総合研究所事務課に設置する。

(告発窓口)

第9条 本学における研究費の不正使用に適切に対応できるようにするため、不正使用(不正使用の疑いがあるものを含む。)に関する告発及び情報提供を受け付けるための窓口を設置する。(以下「告発窓口」という。)

- 2 告発窓口は、本学総務課庶務担当課長(以下、「庶務担当課長」という。)とする。
- 3 不正の疑いの存在について通報しようとする者は、原則として氏名等を明らかにして、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により、告発窓口へ告発するものとする。
- 4 前項の告発を受けた庶務担当課長は、速やかに学長、統括管理責任者へ報告する。

(調査等)

第10条 最高管理責任者は、不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、広島女学院大学における研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱細則(以下「不正使用に係る調査等取扱細則」という。)に基づき必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の定めによる調査の結果、不正使用が認められた者については、広島女学院職員懲戒規程に則り、懲戒処分若しくは訓告等又はその他の措置を行うとともに、不正使用に係る調査等取扱細則に則り、氏名等の公表を行うものとする。
- 3 前項の定めにより懲戒処分等が行われた場合、各責任者において管理監督の責任が十分果たされたかどうか等を勘案し、必要に応じ前項に準じて処分を行うものとする。

(細則等への委任)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。
- 2 本規程は、2016 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第 4 条第 4 項を改正し、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第 5 条第 1 項を改正し、2018 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第 2 条、第 4 条、第 8 条、第 9 条を改正し、2022 年 1 月 18 日から施行する。